

沿岸広域振興局長告示第98号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年12月25日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 重茂半島線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市白浜第2地割78番1地先から3地割212番1地先まで	新	m 7.3~46.9	m 271.7
	旧	7.0~8.5	274.0

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- イ 期間 平成30年12月25日から平成31年1月25日まで

- 2（1） 道路の種類 県道
- （2） 路線名 崎山宮古線
- （3） 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市熊野町400番1地先から光岸地406番地先まで	新	m 9.2~35.0	m 1,351
宮古市日影町1番5地先から光岸地64番22地先まで	旧	5.1~35.4	1,300.5

- （4） 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター
- イ 期間 平成30年12月25日から平成31年1月25日まで